

第 17 期 事 業 報 告

〔 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 31 日まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

事業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあり、令和3年9月末の緊急事態宣言等の解除以降は、持ち直しの動きがみられる。しかし、高速道路の料金収入やSA・PAの売上がコロナ禍前と比べて依然として減少している等、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続いています。

このような状況下において、当社グループは、ゴールデンウィーク期間を含めて休日割引を適用しないことやSA・PAテナントに対する営業自粛の要請をはじめとした新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めつつ、24時間365日、我が国の大動脈として生活・経済活動に欠かせない重要なインフラである高速道路の機能・サービスを間断なく提供し続けました。

また、令和3年8月の大雨の影響により長崎自動車道の佐賀県内をはじめ、復旧に時間を要した4箇所を含む管内全体で30箇所が被災しました。これをはじめとする災害に伴い、通行止め等の通行の制限を余儀なくされましたが、その都度、関係機関等からのご協力のもと、当社グループの総力を結集し復旧を進めました。

こうした厳しい経営環境のなかで当社グループは、「私たちは、高速道路の安全・安心を最優先に、高速道路の進化に挑み続け、地域の発展と豊かな未来の実現に貢献します」というグループ理念のもと、安全・安心の確保を目指し、さらに満足度の高い機能・サービスの提供を行うべく事業を展開しました。

上記の結果、当連結会計年度の営業収益は1,329,669百万円（前連結会計年度比42.8%増）、営業費用は1,324,424百万円（同41.1%増）、営業利益は5,244百万円（前連結会計年度は営業損失7,899百万円）、経常利益は7,999百万円（前連結会計年度は経常損失3,251百万円）となり、法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は6,632百万円（前連結会計年度は法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純損失6,566百万円）となりました。

当連結会計年度の事業別の概況は次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条

第1項に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と平成18年3月31日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」及び「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定（その2）」

（その後の協定変更を含みます。）並びに道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

まず、道路管理事業に関して、令和3年8月の大雨では当社が管理する高速道路の複数箇所です砂崩れ等の被害が生じましたが、速やかに応急復旧のうえ交通確保を行いました。特に、長崎自動車道の佐賀県内では、11日間で総雨量1,200ミリを超える記録的な大雨の影響により、切土のり面変状に伴う通行止めが生じましたが、速やかな応急復旧により早期の通行止め解除に取り組みました。また、被害の大きかった滋賀県における災害復旧活動の円滑化や生活支援を目的として、被災した国道の代替路として名神高速道路（京都東インターチェンジ～大津インターチェンジ）の代替路（無料）措置を行いました。

高速道路リニューアルプロジェクトについて、地方部での事業に加え、関西都市圏の事業を推進しました。中国自動車道（吹田ジャンクション～中国池田インターチェンジ）においては、令和3年度は3回（約1.5ヵ月/回）の終日通行止めを実施し、上り線の床版取替を完了しました。工事にあたっては、大型クレーンでの一括架設やジャッキアップ工法の採用により規制期間の短縮を図りました。また、中国自動車道（中国池田インターチェンジ～宝塚インターチェンジ）においては、交通混雑期を除き、終日車線規制により4車線運用をしながら床版取替を実施しました。これらの工事においては、テレビCMやリニューアル工事専用ウェブサイトを活用し、渋滞予測やリアルタイム所要時間等の情報提供を積極的に行うとともに、工事期間中に新名神高速道路への迂回にご協力いただいたお客さまへのSA・PA割引クーポンの提供や通行料金の引下げを行うなど、関係機関と連携しながら、工事中の社会的影響を最小化させるよう取り組みました。

更に、地震に強い道路を目指して、平成28年熊本地震の被災状況を踏まえ、橋梁の更なる耐震補強を推進しました。

交通安全対策については、より安心かつ快適な道路環境を提供するため、事故多発箇所を中心としたハード対策や交通安全キャンペーン等によるソフト対策等、引き続き交通安全対策に取り組みました。対面通行区間での正面衝突事故防止のため、これまでのラバーポールに代えて区画柵を設置したほか、逆走による重大事故ゼロの実現のため、行先を誤ったお客さまに対して適切な対処方法をご案内する看板の設置や一般道接続部等での誤進入対策、一般公募で寄せられた逆走防止技術の現地展開を進めました。道路の劣化を進行させる要因の一つである重量超過等の車両制限令に違反する車両に対しては、積載物の軽減や通行の中止など厳格な措置を実施し、指導及び取り締まりに引き続き取り組みました。また、阪神高速道路株式会社、

本州四国連絡高速道路株式会社及び株式会社エフエム大阪と共同で進めている、“ながら運転撲滅活動”（通称「SNDプロジェクト」）により交通安全啓発活動への取組みを推進しました。さらに、新名神高速道路 草津ジャンクション及び沖縄自動車道 沖縄南インターチェンジ出口の車線運用の変更による渋滞対策の実施や、従来よりも迅速な道路情報の収集・提供を可能にするAI画像処理技術を活用した異常走行等把握システムの構築に取り組みました。

上記の取組みに加え、高速道路資産を確実に点検し正確に健全性を把握するため、高解像度カメラ、赤外線カメラなどの点検技術の活用を拡大すると共に、無人航空機（UAV）を活用した点検にも取り組みました。また、タブレット端末を使用した点検結果の記録に取り組むなど、点検から補修までの一連のサイクルである「保全事業システム」の高度化、効率化を推進しました。

近畿圏の新たな高速道路料金については、令和4年2月14日に第二神明道路 大蔵谷インターチェンジにおいて料金所の運用を開始したほか、令和4年3月31日に車種間比率の激変緩和措置が終了したことに伴う大型車及び中型車の通行料金変更に対応しました。

また、システム上の制約にとらわれず、必要な料金施策を必要な時期に実施できるようにするため、様々な料金施策に迅速かつ正確に対応可能な新料金システムの構築を推進しました。併せて、料金所のキャッシュレス化・タッチレス化に向け、ETCの普及促進を目的にETC車載器購入助成キャンペーンを実施しました。

その他、交通混雑期における渋滞の激化を避ける取組として、国土交通省からの依頼を受け、令和4年1月1日から令和4年1月3日に休日割引を適用しないこととしました。

災害対応力の強化については、近年、災害が広域化・激甚化しており、当社管内の高速道路においても毎年災害が発生していることを踏まえ、災害発生時に迅速な対応ができるよう、防災業務の標準的な作業手順や留意点を記した「防災対策業務必携」及び復旧支援を強化するため過去の災害と復旧で経験した知見をとりまとめた「災害復旧事例集」を整備するとともに、既存の「災害対応計画」を基に最新の知見等を踏まえ、事業継続計画（災害対応編）を策定しました。

また、発災直後の早期の道路機能確保のため中央分離帯の開口部やジャンクション等の土工部ランプ部の拡幅を行うことでスムーズな対面通行が可能となるなどの将来に備えた最適な構造（最適管理構造）の計画策定や、災害時の活動状況について広く理解を得るために被災状況や活動状況等を専属部隊により記録、撮影するなどの取組みも進めました。

冬季の高速道路の安全・安心については、通常の雪氷作業に加え、気象庁等が緊急発表を行った場合などは、出控えのお願いや通行止めの可能性のある区間の公表など、他機関と連携した事前広報に努めました。また、支社間応援体制の早期構築や巡回の強化、集中除雪をすることにより、人命を最優先に幹線道路上で大規模な

車両滞留を徹底的に回避する取組みを行いました。

上記の取組みに加え、道路管理事業における新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止を図るための都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた取組みについて、令和3年4月29日から令和3年10月31日までの間、休日割引を適用しないこととしました。

間断なく高速道路サービスを提供するために保全サービス事業部門においては、料金所等グループ会社においてマスク着用・消毒及び清掃等を徹底し、コロナ感染者の発生を想定した具体的なケーススタディを繰り返し行い運営体制に反映させ、グループ一丸となった危機管理体制を構築しました。

特に、雪氷作業体制においては、作業レベルを維持するため、万が一雪氷作業従事者にコロナ感染者が発生した場合の感染拡大を抑止するため予め作業班の固定化や応援体制の構築を行い、冬期の交通確保に努めました。

次に、道路建設事業については、新名神高速道路の着実な整備や4・6車線化を推進するなど、高速道路ネットワークの形成及び充実に努めました。新設事業では、令和4年3月12日に播磨自動車道（播磨新宮インターチェンジ～宍粟ジャンクション）、令和4年3月21日に徳島南部自動車道（徳島ジャンクション～徳島沖洲インターチェンジ）が開通しました。

4車線化では、令和3年4月10日に阪和自動車道（印南インターチェンジ）の一部、令和3年5月28日及び令和3年9月10日に岡山自動車道（賀陽インターチェンジ～有漢インターチェンジ）の一部、令和3年12月10日に米子自動車道（蒜山インターチェンジ～江府インターチェンジ）の一部、令和3年12月18日に阪和自動車道・湯浅御坊道路（有田インターチェンジ～印南インターチェンジ）、令和4年3月17日に長崎自動車道（長崎インターチェンジ～長崎芒塚インターチェンジ）がそれぞれ完成しました。6車線化では、令和4年3月29日に新名神高速道路（甲賀土山インターチェンジ～大津ジャンクション（仮称））の一部がそれぞれ完成しました。

工事の安全対策については、全社的な工事安全レベルの向上を図るため各支社において安全協議会の「安全対策部会」を、本社において「工事安全推進会議」をそれぞれ開催し、発注者による安全確認や啓発活動を通して、工事施工会社の安全意識を高めるとともに、重大事故リスクアセスメントの実施等、受発注者一体となり工事安全管理に取り組みました。

また、令和3年8月6日に名神高速道路 黒丸スマートインターチェンジ（仮称）、令和4年3月30日に舞鶴若狭自動車道（小浜西インターチェンジ～小浜インターチェンジ）他3路線の4車線化等についてそれぞれ事業許可を受けました。

上記の取組みに加え、道路建設事業における新型コロナウイルス感染症への対応として、受発注者双方において工事現場における「三つの密」回避の徹底等、感染

拡大防止の徹底に取り組みました。

当連結会計年度の通行台数は、前期比 5.2%の増となり、料金収入は、前期比 2.4%増の 677,274 百万円となりました。営業収益は 1,295,241 百万円（前連結会計年度比 44.0%増）、営業費用は 1,287,220 百万円（同 42.6%増）となり、8,021 百万円の営業利益（前連結会計年度は営業損失 3,733 百万円）となりました。

当社単体の高速道路事業においては、6,355 百万円の営業利益（前事業年度は営業損失 4,587 百万円）となりました。

（受託事業）

受託事業においては、高速道路の計画、建設及び管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力及びノウハウを活かして、国及び地方公共団体等の委託に基づき、道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

当連結会計年度の営業収益は 6,305 百万円（前連結会計年度比 53.3%増）、営業費用は 6,273 百万円（同 53.5%増）となり、営業利益は 31 百万円（同 23.1%増）となりました。

（SA・PA事業）

SA・PA事業においては、医療物資、及び生活必需品等の輸送を担う物流事業者等のお客さまへのサービスを維持するとともに、コロナ禍の影響により売上が大きく減少したテナント事業者への支援を行いました。また、キャッシュレス決済の利用促進や、サービスエリアのインフォメーションにおけるリモート案内機器を試行導入するなど、お客さまにとって安全・安心な空間づくりに取り組みました。

さらに、『とりもどそう！元気なニッポン』を合言葉に「SA・PAお客さま感謝DAY」を実施するなど、お客さまにお買い物を楽しんでいただく企画や地域の高等学校と商品の共同開発を行い販売するなど、地域の魅力を発掘し、積極的な情報発信により地域と共生を目指す企画に取り組みました。加えて、デジタル技術の活用によりお客さま一人ひとりに寄り添ったサービスの提供を目指し、オンラインショップのオープンやモテナス店舗で使えるスタンプカードアプリ「モテナススタンプ」のサービス開始等に取り組みました。

また、「ここにしかない出逢い」を演出し、“推し”のSA・PAの創造を目指して、山陽自動車道 吉備サービスエリア（下り線）、高知自動車道 馬立パーキングエリア（上り線）及び立川パーキングエリア（下り線）並びに関門自動車道 めかりパーキングエリア（上り線）及び壇之浦パーキングエリア（下り線）等をより楽しくより快適にご利用いただけるようリニューアルオープン致しました。

その他、地域とともに発展するSA・PAを目指し、お客さまへ、その場所でその時しか得られない旬な情報を届ける地域連携メディア「関門ONAIR」をパー

キングエリア内の地域連携スペースに開設しました。また、愛媛県伊予市や大分県佐伯市への誘客を図ることを目的とし、S Aにてそれぞれの市内において使用可能なクーポン券が当たる自動販売機を設置するなど、地域との連携・共創を推進しました。

上記の取組みに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、店舗内において、消毒液の設置、定期的な換気を行うとともに、レジ待ち距離の確保、客席の間引き及びパーテーションの設置等、テナント各社と協力し、感染症拡大防止に取り組みました。

当連結会計年度の飲食物販部門の売上は64,110百万円(前年同期比12.1%増)、ガスステーションの売上が67,862百万円(同26.4%増)となり、S A・P A事業におけるテナント等の店舗売上は131,972百万円(同19.1%増)となりました。営業収益は21,234百万円(前連結会計年度比7.1%増)、営業費用は24,480百万円(同1.4%減)となり、営業損失は3,246百万円(前連結会計年度は営業損失4,993百万円)となりました。

(その他の事業)

その他の事業においては、福岡市天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2箇所におけるトラックターミナル事業並びに海外における有料道路事業及びコンサルティング事業等を行いました。

米国においては、子会社であるNEXCO-West USA社を通じて非破壊検査点検事業に取り組みました。インドネシアにおいては、出資先である同国の高速道路運営会社PT Margautama Nusantara(マルガウタマヌサンタラ、以下「MUN社」といいます。)と平成27年8月に締結した包括的技術連携に基づき、当社からの出向社員が技術指導等を行い道路維持管理の品質向上に寄与しました。

当連結会計年度のその他の事業全体としては、営業収益は8,607百万円(前連結会計年度比11.7%減)、営業費用は8,158百万円(同8.6%減)となり、営業利益は449百万円(同45.5%減)となりました。

(2) 道路資産の帰属の状況

当事業年度において、新設又は改築のために取得した道路資産及び修繕工事又は災害復旧によって増加した高速道路資産完成高は総額614,557百万円であり、その路線・区間等は次のとおりです。

路線・区間等		帰属時期	道路資産 完成高 (百万円)
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 【滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで】	新設・改築	令和4年3月	4,599
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 【京都府城陽市寺田金尾から京都府八幡市美濃山荒坂まで】	新設・改築	令和4年3月	27,690
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線 【和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稲成町まで】	新設・改築	令和3年12月	36,798
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線 【和歌山ジャンクション】	新設・改築	令和4年3月	2,308
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線 【兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで】	新設・改築	令和4年3月	67,633
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線 【徳島県徳島市川内町鈴江東から徳島県鳴門市大津町大代まで】	新設・改築	令和4年3月	41,198
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線 【徳島県徳島市北沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで】	新設・改築	令和4年3月	93,848
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線 【高知インターチェンジ】	新設・改築	令和4年3月	12
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線 【桜島スマートインターチェンジ】	新設・改築	令和4年3月	41
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線 【長崎県長崎市早坂町から長崎県長崎市中里町まで】	新設・改築	令和4年3月	12,138
一般国道42号(湯浅御坊道路)	新設・改築	令和3年12月	90,563
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕	令和3年6月 令和3年9月 令和3年12月 令和4年3月	175,539
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	特定更新	令和3年6月 令和3年9月 令和3年12月 令和4年3月	56,390
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害復旧	令和3年6月 令和3年9月 令和3年12月 令和4年3月	5,793

(注) 1. 「帰属時期」については、当該道路資産が機構に帰属し、当社が機構から借受を開始した時期を記載しています。

2. 道路資産完成高には、建設中利息及び建設中一般管理費が含まれています。

(3) 当社グループの設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資総額は 37,772 百万円であり、主な内容は、次のとおりです。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

西日本高速道路株式会社	料金徴収施設及びE T C設備の新設（大蔵谷インターチェンジ、広川南インターチェンジ、徳島本線料金所）
	E T C設備及び料金收受機械等の更新
	E T C機械及び料金收受機械の増築（益城熊本空港インターチェンジ他 1 箇所）
	S A・P A店舗増改築等（関門自動車道 壇之浦P A下り線他 6 箇所）
	賃貸用建物取得等
西日本高速道路エンジニアリング 中国株式会社	事務所建物等の取得

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

西日本高速道路株式会社	料金徴収施設及びE T C設備の新設（八木山バイパス篠栗本線料金所他 6 箇所）
	E T C設備及び料金收受機械等の更新
	S A・P A店舗増改築等（九州自動車道 北熊本サービスエリア上り線他 5 箇所）
	福岡中央自動車駐車場設備更新等
西日本高速道路エンジニアリング 関西株式会社	路面測定車の更新

(4) 当社グループの資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達の総額は 610,000 百万円であり、主に当社の道路建設資金として、次のとおり社債発行及び金融機関からの借入を行いました。

種別	発行日・借入日	発行額・借入額 (百万円)
西日本高速道路株式会社第59回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(5年債)	令和3年5月20日	80,000
西日本高速道路株式会社第60回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(2年債)	令和3年9月2日	50,000
西日本高速道路株式会社第61回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(5年債)	令和3年9月2日	100,000
西日本高速道路株式会社第62回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(5年債)	令和3年10月14日	80,000
西日本高速道路株式会社第63回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(2年債)	令和3年12月9日	70,000
西日本高速道路株式会社第64回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(5年債)	令和3年12月9日	80,000
西日本高速道路株式会社第65回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(5年債)	令和4年2月10日	80,000
長期借入金(5年)	令和3年11月12日	20,000
長期借入金(5年)	令和3年12月8日	30,000
長期借入金(5年)	令和4年1月26日	20,000

(注) 1. 機構から785百万円の無利子借入れを行いました。

(5) 当社グループの対処すべき課題

当社グループは、高速道路の安全・安心を最優先に、高速道路の進化に挑み続け、地域の発展と豊かな未来の実現に貢献することを目指し、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、「高速道路における安全・安心実施計画」等の以下の取組み

を進めてまいります。

（災害対応力の強化）

防災業務の標準的な作業手順や留意点を記した防災対策業務必携を逐次更新し、その後の災害時の対応等に反映しています。これにより、防災体制構築時の業務の標準化・効率化や社員の災害対応力の引き上げを図ることで、災害発生時にはお客さまの安全確保を第一に速やかな緊急車両通行の確保と高速道路機能の回復を行い、被災地域の復旧、復興及び救援活動に貢献していきます。

今後は、事業継続計画（災害対応編）を踏まえ、災害時における的確かつ弾力的（臨機）な判断及び対応力を向上させることを目的に、必要に応じた社内規程等の改訂及び年間の気象や異動タイミング等に合わせた適時の防災訓練を行うなど、引き続き当社グループにおける災害対応力の更なる強化や、危機対応力の向上を図ってまいります。

（高速道路の安全・安心）

高速道路ネットワーク機能を将来にわたり維持していくため、構造物の損傷及び劣化箇所の早期の補修実施とともに、高速道路リニューアルプロジェクトに引き続き取り組んでまいります。また、地震に強い道路を目指して落橋・倒壊の防止対策に加え、被災後、速やかに緊急輸送を可能とするため、路面に大きな段差が生じないよう支承の補強・交換等により更なる耐震対策を進めてまいります。

これらにより、当社グループ一丸となり高速道路の安全・安心を追求してまいります。

（高速道路ネットワークの機能強化）

日本の産業と社会を支え続けてきた名神高速道路を多重化し、日本の大動脈である高速道路の信頼性を格段に高めるべく、「未来につながる信頼の道」新名神高速道路（大津ジャンクション～城陽ジャンクション・インターチェンジ、八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ～高槻ジャンクション・インターチェンジ）の整備を、安全対策を確実にしながら、計画的かつ着実に推進してまいります。

また、高速道路ネットワークの機能を最大限発揮させるべく、鋭意事業を進めている第二神明道路（永井谷ジャンクション～石ヶ谷ジャンクション）、大和北道路（奈良北インターチェンジ～郡山下ツ道ジャンクション）等の新規建設区間の整備を着実に推進してまいります。また、将来の後続車無人隊列走行システム（東京～大阪間）の商業化などによる生産性の向上や、安全で円滑な走行空間の確保の観点から新名神高速道路（甲賀土山インターチェンジ～大津ジャンクション、大津ジャンクション～城陽ジャンクション・インターチェンジ及び八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ～高槻ジャンクション・インターチェンジ）の6車線化を推

進してまいります。併せて、4車線化においては、隼人道路（隼人東インターチェンジ～加治木インターチェンジ）、佐世保道路（佐々インターチェンジ～佐世保大塔インターチェンジ）などのほか、高速道路における安全・安心基本計画に基づき事業化された4車線化区間の整備を推進してまいります。

（工事の安全対策の強化について）

「工事安全に関する社員教育の充実」、「重大事故リスクアセスメント」、「安全協議会活動の強化」の3点を柱としてPDCAサイクルを回す「重大事故リスクマネジメントシステム」の取組みを継続的に実施し、受発注者一体となり工事の安全性を向上させ、重大事故の撲滅を目指してまいります。

（顧客体験価値を高める）

SA・PAでは、店舗運営等における業務効率化と「選択と集中」による店舗への効率的な投資により収益性の向上を図るとともに、「ここにしかない出逢い」を演出し、お客さま「押し」のSA・PAを創造してまいります。また、デジタル技術等を活用し、お客さまを深く理解したうえで、一人ひとりに寄り添った新たなサービスや店舗づくりを推進してまいります。さらに、コロナ禍においても、レジ待ちの混雑や人との接触を低減する等安全・安心の空間づくりに努めてまいります。

地域と連携した観光振興や無人PAへの店舗設置等を通じて、SA・PAを活用した地域の賑わい創出、お客さまの更なる利便性向上に努めてまいります。

また、産学官との連携による地域の魅力向上や誘客等、地域の皆様と連携したイノベーティブな取組みを広げ、地域の発展により貢献してまいります。

（働き方改革、生産性向上及び技術力向上に向けた取り組み）

高速道路は我が国の大動脈として生活及び経済活動に欠かせない重要インフラであり、これまで以上の安全・安心に向けた社会的役割を果たしていくことが求められている中で、高速道路における安全・安心と社員の健康及び安全の両立が重要な経営課題です。新設事業や4車線化事業のほか、リニューアルプロジェクトの本格化など、事業量の増大が見込まれ、事業執行と経営資源のバランスを図るため、事業優先順位を明らかにし、現場支援のための人員配置等による業務執行体制の更なる強化、生産性向上への取り組み及びシステムによる労働時間の正確な把握の徹底を図るとともに、柔軟な労働時間制度や出産・育児・介護等の休暇制度の充実等により、社員の多様な働き方を支援し、すべての社員が活躍できる環境を整えてまいります。

加えて、デジタル技術などを駆使して生産性の向上を図るとともに、日々進化し多様化する技術に対応したプロフェッショナルエンジニアの育成や、お客さまニーズの高度化を見据えた新たな価値を創出するイノベーティブな人材の育成に努め

てまいります。

また「違いを尊重し、個々が活躍し、進化し続けるチームへ」というダイバーシティ推進ビジョンのもと、女性の活躍を促進するとともに、社員一人ひとりが自律・成長することにより、会社を取り巻くさまざまな環境の変化にしなやかに対応できる組織を目指して、社員意識への働きかけと、社員のライフスタイルの変化に応じた仕事と家庭の両立に資する制度等の構築や環境整備の両面から、ダイバーシティ推進に向けた取り組みを継続していきます。

(DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進)

先進デジタル技術の急速な進歩による経営環境の変化に柔軟に対応するため、デジタルトランスフォーメーション戦略「NEW ACE DXs」を策定し、AIによる画像分析や、無人航空機(UAV)を活用した3次元測量等のデジタル技術により、品質・安全管理の強化や現場管理の効率化を図るとともに、業務の効率化に向けた技術基準の整備、グループ全体でのシステムの有効活用、その他社内業務における電子化の推進を行うなど、デジタル技術を駆使した生産性の向上に取り組んでまいります。

(新型コロナウイルス感染症対策)

当社グループは、新型コロナウイルスの感染が拡大する中でも、我が国の大動脈として国民の生活及び経済に不可欠である高速道路を円滑に運営するため、新型コロナウイルス等感染症に対応するための事業継続計画の策定や充実を図り、社員自らの感染予防(マスク着用、手指の消毒等)と職場における感染拡大防止(交代勤務、執務場所の分散、換気等)の徹底による事業の継続体制を構築するとともに、リモートワークや電子決裁の推進等のIT技術を活用した業務改善に取り組んでおります。料金所においても、執務室と同様に感染予防と感染拡大防止に引き続き取り組んでまいります。工事等については、受発注者双方において、建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組の徹底に引き続き努めてまいります。SA・PAのテナントにおいても、同様の取組を徹底するとともに、お客さまに対する感染防止対策啓発ポスターの掲出、お客さま用アルコール消毒液の設置、店内消毒の実施、飛沫感染防止対策(パーテーション設置や客席の間引き)、その他お客様にとって安全・安心の空間づくりのための施策(セルフレジ等)等に引き続き取り組んでおります。これらにより、引き続きお客さまに安心して高速道路をご利用いただけるよう努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期 (当連結会計年度)
営業収益(百万円)	1,078,362	1,087,036	930,983	1,329,669
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	9,813	6,531	△6,566	6,632
1株当り当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	103.30	68.76	△69.12	69.82
総資産(百万円)	1,395,025	1,380,434	1,643,855	1,648,344
純資産(百万円)	212,483	220,543	217,024	226,074

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日) 等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期 (当事業年度)
営業収益(百万円)	1,046,642	1,056,550	910,113	1,308,750
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万 円)	6,728	3,566	△1,774	7,970
1株当り当期純利益又 は 当期純損失(△)(円)	70.82	37.54	△18.68	83.90
総資産(百万円)	1,370,409	1,356,350	1,623,335	1,627,513
純資産(百万円)	186,127	189,682	187,943	195,449

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日) 等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

(7) 重要な子会社等の状況(令和 4 年 3 月 31 日現在)

① 重要な子会社の状況

	会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
①	西日本高速道路サービス関西株式会社	70	100.0	高速道路の料金收受
②	西日本高速道路サービス中国株式会社	50	100.0	高速道路の料金收受
③	西日本高速道路サービス四国株式会社	40	100.0	高速道路料金收受及び交通管理
④	西日本高速道路サービス九州株式会社	50	100.0	高速道路の料金收受
⑤	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社	60	100.0	高速道路の料金收受、交通管理、点検・管理及び保全作業
⑥	西日本高速道路パトロール関西株式会社	20	100.0	高速道路の交通管理
⑦	西日本高速道路パトロール中国株式会社	20	100.0	高速道路の交通管理
⑧	西日本高速道路パトロール九州株式会社	20	100.0	高速道路の交通管理
⑨	西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社	90	100.0	高速道路の点検・管理
⑩	西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社	70	100.0	高速道路の点検・管理
⑪	西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社	60	100.0	高速道路の点検・管理及び保全作業
⑫	西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社	80	100.0	高速道路の点検・管理
⑬	西日本高速道路ファシリティーズ株式会社	160	100.0	高速道路の点検・管理及び保全作業
⑭	西日本高速道路メンテナンス関西株式会社	420	100.0	高速道路の保全作業
⑮	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社	350	100.0	高速道路の保全作業
⑯	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社	160	100.0	高速道路の保全作業
⑰	西日本高速道路ビジネスサポート株式会社	30	100.0	不動産関連業務及び人材派遣業務

⑱	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	110	100.0	SA・PA内営業施設の管理・運営
⑲	西日本高速道路ロジスティックス株式会社	30	(100.0)	SA・PAへの各種商材、材料等の仕入・卸業務及びその他受託業務
⑳	西日本高速道路リテール株式会社	71	(100.0)	PA内営業施設の店舗運営
㉑	芦有ドライブウェイ株式会社	40	51.0	一般自動車道事業
㉒	NEXCO-West USA, Inc.	\$2,212,500	100.0	橋梁点検
㉓	株式会社富士技建	80	100.0	橋梁補修技術開発
㉔	NEXCO西日本コンサルタント株式会社	70	100.0	総合コンサルタント
㉕	NEXCO西日本イノベーションズ株式会社	30	100.0	研究・技術開発
㉖	NEXCO西日本コミュニケーションズ株式会社	35	100.0	広告事業
㉗	NEXCO西日本情報テクノロジー株式会社	30	100.0	高速道路維持管理用システム等の開発・運用及びITインフラ業務

- (注) 1. 議決権比率 () 書きは、子会社保有の株式を含んでいます。
2. ⑨西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社は、株式会社Ligari cを令和3年7月1日付けで吸収合併しました。
3. ㉒NEXCO-West USA, Inc. の資本金については、現地通貨略号及び現地通貨単位により記載を行っています。
4. ㉒NEXCO-West USA, Inc. は、令和3年4月27日付けで資本金を\$2,212,500へ増資しました。
5. ㉗NEXCO西日本情報テクノロジー株式会社は、令和3年7月1日付けで設立されました。

② 持分法適用の子会社及び重要な関連会社の状況

	名 称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
①	沖縄道路サービス株式会社	30	(91.9)	SA・PA内営業施設の店舗運営
②	株式会社高速道路総	45	33.3	高速道路技術に関する調

	合技術研究所			査・研究及び技術開発
③	株式会社NEXCOシステムズ	50	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理
④	ハイウェイ・トール・システム株式会社	75	30.1	料金收受機械保守
⑤	株式会社NEXCO保険サービス	15	33.3	損害保険代理業及び生命保険募集業
⑥	九州高速道路ターミナル株式会社	100	22.7	トラックターミナル、トレーラーヤード及び貨物保管施設の建設、管理、運営又は賃貸事業
⑦	日本高速道路インターナショナル株式会社	49	29.4	海外における高速道路事業

(注) 1. 議決権比率 () 書きは、子会社保有の株式を含んでいます。

(8) 当社グループの主な事業内容(令和4年3月31日現在)

当社グループは、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営んでいます。

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
受託事業	国、地方公共団体の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
SA・PA事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業等

(9) 当社グループの主要な事業所(令和4年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

(本社) 大阪市北区堂島一丁目6番20号
(その他) 関西支社(茨木市)
中国支社(広島市)
四国支社(高松市)
九州支社(福岡市)

② 重要な子会社の本店所在地

西日本高速道路サービス関西株式会社(吹田市)

西日本高速道路サービス中国株式会社（広島市）
 西日本高速道路サービス四国株式会社（高松市）
 西日本高速道路サービス九州株式会社（太宰府市）
 西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社（浦添市）
 西日本高速道路パトロール関西株式会社（大阪市）
 西日本高速道路パトロール中国株式会社（広島市）
 西日本高速道路パトロール九州株式会社（福岡市）
 西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社（茨木市）
 西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社（広島市）
 西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社（高松市）
 西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社（福岡市）
 西日本高速道路ファシリティーズ株式会社（茨木市）
 西日本高速道路メンテナンス関西株式会社（茨木市）
 西日本高速道路メンテナンス中国株式会社（広島市）
 西日本高速道路メンテナンス九州株式会社（福岡市）
 西日本高速道路ビジネスサポート株式会社（吹田市）
 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社（大阪市）
 西日本高速道路ロジスティックス株式会社（大阪市）
 西日本高速道路リテール株式会社（大阪市）
 芦有ドライブウェイ株式会社（芦屋市）
 NEXCO-West USA, Inc.（米国）
 株式会社富士技建（大阪市）
 NEXCO西日本コンサルタンツ株式会社（広島市）
 NEXCO西日本イノベーションズ株式会社（大阪市）
 NEXCO西日本コミュニケーションズ株式会社（大阪市）
 NEXCO西日本情報テクノロジー株式会社（大阪市）

(10) 従業員の状況(令和4年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数（人）
高速道路事業	14,917
受託事業	
SA・PA事業	766
その他の事業	
全社（共通）	392
計	16,075 <3,627>

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数を〈 〉で外書きしています。

2. 高速道路事業及び受託事業、S A ・ P A 事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
2,618 名 〈346 名〉	39 名増 〈5 名増〉	39.7 歳	15 年 8 月

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数を〈 〉で外書きしています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでいます。

(11) 当社グループの主要な借入先の状況(令和 4 年 3 月 31 日現在)

借 入 先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱UF J 銀行	29,852
株式会社みずほ銀行	13,440
株式会社三井住友銀行	8,286
農林中央金庫	8,142
信金中央金庫	7,230

(注) 上記には、民間借入金について借入先及び借入残高を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項(令和 4 年 3 月 31 日現在)

- (1) 発行可能株式総数 380 百万株
- (2) 発行済株式の総数 95 百万株
- (3) 株主数 1 名
- (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	議決権比率（％）
財務大臣	95,000,000	100.00

3. 会社役員に関する事項(令和4年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	齊藤 紀彦	—	西日本旅客鉄道株式会社 取締役 近畿車輛株式会社 取締役
代表取締役社長	前川 秀和	会社の経営の統括・執行 監査部担当	—
代表取締役 専務執行役員	芝村 善治	会社の経営の執行補佐 経営企画本部長 財務部担当 工事安全管理担当 コンプライアンスに係る 社長特命事項	—
取締役 常務執行役員	松田 寛治	事業開発本部長 人事部担当	—
取締役 常務執行役員	岸 毅明	広報CS推進本部長 総務部担当	—
取締役 常務執行役員	小笹 浩司	保全サービス事業本部長	—
取締役 常務執行役員	松田 均	建設事業本部長 技術本部担当	—
監査役（常勤）	川住 昌光	—	—
監査役（常勤）	高倉 照正	—	—
監査役	清原 桂子	—	神戸学院大学 現代社会学部教授
監査役	西川 秀昭	—	大阪瓦斯株式会社 顧問 大阪ガスリキッド 株式会社 取締役会長

(注) 1. 令和3年6月24日開催の定時株主総会において、小笹浩司氏及び松田均氏が取締役に選任されました。

2. 令和3年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって、取締役村尾光弘氏及び取締役北村弘和氏が辞任により退任しました。
3. 取締役の齊藤紀彦氏は、会社法第2条第十五号に定める社外取締役です。
4. 監査役の川住昌光氏、清原桂子氏及び西川秀昭氏は、会社法第2条第十六号に定める社外監査役です。
5. 社外取締役及び社外監査役と当社との間に開示すべき人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。
6. 監査役の清原桂子氏は、令和4年3月31日付で、神戸学院大学の現代社会学部教授を退職いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 報酬等の総額

取締役	9名	131百万円	(うち社外 1名 7百万円)
監査役	4名	43百万円	(うち社外 3名 26百万円)

- (注) 1. 上記員数には、令和3年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。
2. 上記のほか、役員退職慰労金引当金11,790千円(取締役8,210千円、監査役3,580千円)を当事業年度にて計上しています。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の総額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議されております。当該創立総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の総額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議しております。当該創立総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役前川秀和が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は各取締役の役位・職務の内容等を勘案して報酬等を決定するものです。

これらの権限を委任した理由は代表取締役として、各取締役の業務執行状況を適切に把握できると判断したためです。

(3) 社外役員に関する事項(当事業年度における主な活動状況)

社外取締役については、社外における豊富な知識・経験を当社の経営に活かすほか、

独立した立場から経営を監督するなど、コーポレート・ガバナンス体制強化の役割を担う役員として選任しています。

取締役会長齊藤紀彦氏は、当事業年度に開催された取締役会 11 回の全てに出席し、期待される役割に関して、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

社外監査役については、社外における豊富な知識・経験を監査業務に活かすほか、独立した立場から取締役の職務執行を監査するなど、コーポレート・ガバナンス体制強化の役割を担う役員として選任しています。

監査役川住昌光氏は、当事業年度の取締役会 11 回の全てに、また、監査役会 21 回の全てに出席し、期待される役割に関して、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

監査役清原桂子氏は、当事業年度に開催された取締役会 11 回の全てに、また、監査役会 21 回の全てに出席し、期待される役割に関して、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

監査役西川秀昭氏は、当事業年度に開催された取締役会 11 回の全てに、また、監査役会 21 回の全てに出席し、期待される役割に関して、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款により取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社は取締役齊藤紀彦氏及び監査役の全員と責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度としています。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社の全ての取締役、監査役及び執行役員です。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に行った違法行為に起因する損害等を補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	69,930 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	119,065 千円

(注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、報酬見積りの算出根拠・算定内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っています。

3. 当社及び当社子会社は、会計監査人に対し、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等の対価を支払っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針（令和 4 年 3 月 31 日現在）

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人を解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制等及び当該体制等の運用状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

(1) 業務の適正を確保するための体制等の決議の内容

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役及び使用人が実践すべき指針である「NEXCO 西日本グループ行動憲章（以下「行動憲章」といいます。）」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、「グループ理念」の実現を目指し、適正に職務を遂行します。

取締役会は、独立性を有する社外取締役を含む全取締役で構成し、定例の取締役会を原則として月 1 回開催して重要事項の決議を行うほか、定期的に業務執行状況の報告を行います。

取締役の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、各組織にコンプライアンス推進本部を設置し、同本部が中心となってコンプライアンスに係る各種施策の立案、実施、検証等を継続的に行っていくほか、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図ります。

コンプライアンス通報・相談窓口を社内及び社外（弁護士）に設置し、不祥事の早期発見、未然防止を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

取締役は、法令又は定款に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然として対応し、断固としてこれを排除します。また、監査役がこれらの事実に関して助言又は勧告を行った場合は、これを尊重します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録及び資料を含め、職務の執行や意思決定過程に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、社内規則に基づき適切に保存及び管理するとともに、適切な情報開示に努めます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

道路構造物等の安全性・健全性を含む高速道路の安全・安心、お客さま・国民の信頼、また事業活動全般の健全性の確保を図るため、当社の経営リスクに関して、取締役を構成員に含む経営リスク管理委員会を設置し、リスクマネジメント基本方針に基づく適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、同委員会の総括的な管理のもと、分野別に分科会を設置してリスク対策を行い、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図ります。

入札契約手続については、綱紀保持に関する規程等を遵守し、公共性の高い高速道路事業に携わることへの社会的責任の重さを常に認識して職務に取り組むとともに、外部の有識者を構成員とする入札監視委員会を定期的に開催するなど、透明性・公正性の確保に努めます。

また、大規模災害等には災害対策基本法、国民保護法等の法令の規定に従い適切に対応するため、危機管理防災専門部署が中心となって策定した事業継続計画（BCP）を活用するとともに、自治体等との包括協定・災害協力協定等に基づく連携を図り、グループ全体での災害対応力の強化を図ります。

新型コロナウイルス感染症等の感染症に対しては、感染予防や感染拡大防止のための措置を徹底し、事業継続のために必要な体制をグループ全体で構築します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画を策定し適切な目標管理を行うとともに、その進捗状況について定期的に検証するなど、業務を効率的に実施する仕組みを確保します。

取締役は、組織規程や権限・責任規程等の社内規程に基づき、その職務分担と各職位の権限・責任を明確にし、効率的な職務執行を行います。

取締役会で決議する事項については、社内での意思の疎通、情報の共有を図り、経営の効率化に資するよう、原則として、経営会議で事前に協議します。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、行動憲章その他社内規則の遵守を社内に恒常的に浸透させるため、コンプライアンス担当の取締役を置き、担当取締役は、取締役会に職務の執行状況を報告します。

使用人の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、各組織にコンプライアンス推進本部を設置し、同本部が中心となってコンプライアンスに係る各種施策の立案、実施、検証等を継続的に行っていくほか、コンプライアンス委員会を定期的開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図ります。

社内及び社外（弁護士）のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図ります。通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

監査部による継続的な監査の実施を通じて、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図ります。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会的責任を果たすとともに、「グループ理念」の実現を目指します。また、グループの運営に係る規則等に基づき、子会社の業績、財務状況その他経営及び業務執行に関する重要事項について協議又は報告を求めるなど、グループの業務を適正かつ効率的に運営するとともに、グループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にします。

監査部は、業務の適正かつ効率的な執行の確保、内部統制の確立を支援するため、定期的に監査を実施します。また監査役が必要に応じて業務状況等を調査・確認できる体制を構築します。

グループ共通のリスクマネジメント並びに社内及び社外（弁護士）のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専任の使用人を置くこととし、監査役から当該使用人の充実を求められた場合は、これを尊重します。

⑧ 前記の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の指揮命令は監査役が行うとともに、その人事異動及び評価については、監査役の意見を徴し、これを尊重します。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行います。

また、取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合は、速やかに当該事項について説明又は報告を行います。

さらに、監査役を構成員に含む経営リスク管理委員会において、経営に影響を及ぼす恐れのある当社及び子会社の各種リスクを把握するとともに、当該委員会の定めに基づき、監査役へ適切にリスクを報告する体制を構築します。

監査役へ報告等を行った者に対しては、そのことを理由として、不利益な取扱いはい行いません。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

重要な業務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項については、監査役の出席する経営会議に報告します。

また、監査役と取締役との意見交換を定期的を実施するほか監査役と監査部及び会計監査人との定期的な情報交換を実施するとともに、監査役が、その監査が実効的に行われることを確保するため、重要な会議への出席など必要な措置を求めた場合は、これを尊重します。

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払の請求等をしたときは、適切に当該費用の処理を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主

なものは、以下のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社グループでは、9月を「NEXCO西日本グループ企業倫理月間」と位置付け、コンプライアンス強化のための取り組みを集中的に実施しており、コンプライアンスを着実に社員一人ひとりに浸透させるため、コンプライアンスの重要性について当社社長や各子会社役員等から社員に向けてメッセージを発信したほか、コンプライアンスアンケートの実施や外部講師を迎えての各種講演会・講習会をグループ全体で開催しました。また、定期的にグループ全体で実施する各種会議等において、コンプライアンスの向上を目指すための議論や情報交換を実施するなど、グループ全体での意識啓発に取り組みました。

これらに加え、コンプライアンス委員会を3回開催し、同委員会では、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題とその対応策について確認・議論を行うとともに、コンプライアンス通報・相談窓口への通報件数及びその概要も定期的に報告されました。

当社は、引き続きこれらの取り組みを継続し深化させていくため、コンプライアンス推進本部にて、社員のコンプライアンスに対する自覚を促すことができる取り組み方法について実施・検証・評価等のPDCAサイクルを回すとともに、同本部にて毎年度策定するコンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進責任者などによる必要な研修・教育を推進していきます。

② 業務の適正性及び効率的に行われることに対する取り組みの状況

取締役会を11回、経営会議を22回開催し、法令及び定款に定められた事項や、投資実行の判断など、重要事項への審議・決定などを行いました。なお、重要事項は関連規程に基づいて取締役会への上程前に経営会議に付議し、十分な議論を行うことで、取締役の業務執行の効率化を図っています。また、各子会社から、経営、組織・人事、資産に関する事項の他、経営及び業務執行に関する重要な事項について随時協議又は報告を受けるとともに、当社及び子会社の経営トップが参加した経営交流会議を3回開催し、当社グループの経営課題及びその対応策などについて確認し、議論を行いました。

上記の他、監査部においては、年間の監査計画に基づき当社及び子会社について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査結果に基づく必要な提言及び対応状況のフォローアップを行いました。

③ 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

リスクマネジメントに関する最上位審議機関である経営リスク管理委員会を年1回開催し、グループ全体のリスクの評価・見直しや、予防措置並びにリスク

発現時の対応状況の検証を行うなど、継続的なリスクマネジメント活動を推進しております。また、同委員会に設置されている分科会では、担当分野におけるリスク対策に係るマスタープランについて必要な見直しなどを行い、工事に関連する分科会においては、リスク対策が適切に運用されるよう継続的な検討、改善を実施し、工事中の安全管理体制を強化するなどの取り組みを行いました。

新型コロナウイルス感染症等の感染症に対して、事業継続体制を構築するため、事業継続計画（新型コロナウイルス等感染症対応）を策定しました。

④ 監査役監査の実効性の確保

社外監査役3名を含む監査役4名で構成される監査役会は、当事業年度21回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告等を行うとともに、各監査役が監査部及び会計監査人と連携して社内監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社及び子会社の業務の執行が法令及び定款に適合していることの確認を行いました。また、各監査役は、取締役会及び経営会議をはじめとする重要会議へ出席するほか、取締役との意見交換や、監査部又は会計監査人と定期的に情報交換する場を設けるなど、取締役の職務執行の確認並びに内部統制システムの整備及び運用状況の監査などを行いました。

6. 決算期後に生じた当社グループの状況に関する重要な事実

新型コロナウイルスの変異株による感染拡大の影響により、高速道路事業における通行台数や、S A・P A事業における飲食物販部門の売上が低調な状況が続いております。

このような状況下ではありますが、当社は、重要な社会基盤である高速道路の機能を維持し、円滑な物流確保をはじめとする安全・安心な高速道路サービスの提供に努めつつ、関係機関等と連携し、感染拡大防止を図るための取り組み（基本的な感染防止策の徹底に関する広報等）を強化しております。

第17期 計算関係書類

会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書
会社法第444条第3項に定める連結計算書類

〔 令和 3 年 4 月 1 日 から 〕
〔 令和 4 年 3 月 31 日 まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金		219,738
高速道路事業営業未収入金		105,492
短期貸付金		10,037
有価証券		110,000
仕掛道路資産		821,176
その他		64,843
貸倒引当金		△ 13
流動資産合計		1,331,274
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
建物及び構築物	143,063	
減価償却累計額	△ 53,890	
減損損失累計額	△ 403	88,769
機械装置及び運搬具	221,961	
減価償却累計額	△ 142,446	
減損損失累計額	△ 0	79,513
土地		84,771
その他	43,068	
減価償却累計額	△ 24,925	
減損損失累計額	△ 3	18,139
有形固定資産合計		271,194
2. 無形固定資産		17,325
3. 投資その他の資産		
長期前払費用		4,538
退職給付に係る資産		1,306
その他		21,617
貸倒引当金		△ 187
投資その他の資産合計		27,273
固定資産合計		315,793
III 繰延資産		1,276
資 産 合 計		1,648,344

(単位：百万円)

科 目	金 額
負 債 の 部	
I 流動負債	
支払手形及び買掛金	17,126
高速道路事業営業未払金	248,320
1年内返済予定の長期借入金	0
未払法人税等	2,742
ETCマイレージサービス契約負債	8,360
受託業務契約負債	3,451
その他の契約負債	311
回数券返金負債	41
賞与引当金	4,426
その他	52,321
流動負債合計	337,103
II 固定負債	
道路建設関係社債	845,000
道路建設関係長期借入金	147,950
長期借入金	2
役員退職慰労引当金	334
退職給付に係る負債	61,980
その他	29,898
固定負債合計	1,085,166
負債合計	1,422,269
純 資 産 の 部	
I 株主資本	
資本金	47,500
資本剰余金	55,497
利益剰余金	129,608
株主資本合計	232,606
II その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	153
為替換算調整勘定	24
退職給付に係る調整累計額	△ 6,898
その他の包括利益累計額合計	△ 6,721
III 非支配株主持分	
非支配株主持分	189
非支配株主持分合計	189
純 資 産 合 計	226,074
負債・純資産合計	1,648,344

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連 結 損 益 計 算 書

令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I. 営業収益		1,329,669
II. 営業費用		
道路資産賃借料	471,522	
高速道路等事業管理費及び売上原価	810,536	
販売費及び一般管理費	42,366	1,324,424
営業利益		5,244
III. 営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	18	
負ののれん償却額	415	
持分法による投資利益	593	
土地物件貸付料	959	
その他	967	2,958
IV. 営業外費用		
支払利息	47	
棚卸資産処分損	68	
その他	87	203
経常利益		7,999
V. 特別利益		
固定資産売却益	143	
圧縮未決算特別勘定戻入額	40	
その他	0	184
VI. 特別損失		
固定資産売却損	59	
固定資産除却損	37	
減損損失	26	
解体撤去費用	46	
固定資産圧縮損	40	
その他	3	213
税金等調整前当期純利益		7,970
法人税、住民税及び事業税	2,628	
法人税等調整額	△ 1,290	1,338
当期純利益		6,632
非支配株主に帰属する当期純損失		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		6,632

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	123,514	226,512
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 539	△ 539
会計方針の変更を反映 した当期首残高	47,500	55,497	122,975	225,973
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期 純利益			6,632	6,632
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	6,632	6,632
当期末残高	47,500	55,497	129,608	232,606

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5	13	△ 9,696	△ 9,677	190	217,024
会計方針の変更による 累積的影響額						△ 539
会計方針の変更を反映 した当期首残高	5	13	△ 9,696	△ 9,677	190	216,485
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期 純利益				—		6,632
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	147	11	2,797	2,956	△0	2,955
当期変動額合計	147	11	2,797	2,956	△0	9,588
当期末残高	153	24	△ 6,898	△ 6,721	189	226,074

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

一 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 27社

主要な連結子会社の名称

西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

沖縄道路サービス㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

(3) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、令和3年7月1日付けでNEXCO西日本情報テクノロジー㈱を西日本高速道路エンジニアリング関西㈱の会社分割により設立したため、連結の範囲に含めています。

また、前連結会計年度において連結子会社であった㈱Ligariは、令和3年7月1日付けで西日本高速道路エンジニアリング関西㈱と合併したため、連結の範囲から除いています。

二 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法適用の非連結子会社数 1社

会社の名称

沖縄道路サービス㈱

持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社の名称

九州高速道路ターミナル㈱

(2) 持分法を適用していない関連会社（TSK㈱）は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

三 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

四 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっています。

② 棚卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

③ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。なお、ファイナンス・リース取引に係る収益については、主としてリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

① 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。

主として、料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しています。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しています。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しています。

② 受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っており、主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しています。ただし、契約期間における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しています。また、当該契約の着手前に請求する場合があります。その場合は、履行義務が充足する前に入金される場合があります。

③ SA・PA事業

SA・PA事業においては、高速道路の商業施設等の建設、管理等を行っています。SA・PA事業収入は、主に高速道路のSA・PAにおける商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しています。

④ その他事業

その他事業においては、駐車場事業、トラクターミナル事業及びコンサルティング事業等であり、その他事業収入は、主に事業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しています。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

② 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

当社及び一部の連結子会社の過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

④ 負ののれんの償却に関する事項

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しています。

平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

一 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準委員会 令和2年3月31日 企業会計基準第29号。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。本基準等の適用による主な変更点は次のとおりです。

(1) ETCマイレージサービス制度（ポイント制度）に係る収益認識

ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、従来は、付与したポイント等によるサービスのご利用に備えるため、将来の利用見込額を「ETCマイレージサービス引当金」に計上していましたが、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したもとして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しています。

(2) 受託事業等に係る収益認識

営業収益のうち受託事業営業収益等について、従来は、主として、工事契約に係る取引を工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識することとしています。ただし、取引の開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において、履行義務が充足されるものとして収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、「流動負債」の「ETCマイレージサービス契約負債」が8,360百万円、「受託業務契約負債」が3,451百万円、「その他の契約負債」が311百万円それぞれ増加し、「受託業務前受金」が3,451百万円、「前受金」が33百万円、「その他」が277百万円それぞれ減少しています。また、「固定負債」の「ETCマイレージサービス引当金」が7,907百万円減少しています。当連結会計年度の連結損益計算書は、「営業収益」が35,068百万円、「営業費用」が35,154百万円、それぞれ減少し、「営業利益」、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」が86百万円、それぞれ増加しています。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額を反映したことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は539百万円減少しています。

当連結会計年度の1株当たりの純資産額は4.77円減少し、1株当たり当期純利益金額は0.91円増加しています。

二 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準委員会 令和元年7月4日 企業会計基準第30号。以下「時価算定会計基準」といいます。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 令和元年7月4日 企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これに伴う連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 収益認識に関する注記

一 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	高速道路 事業	受託 事業	S A・P A 事業	計		
料金収入	677,274	—	—	677,274	—	677,274
道路資産完成高	614,557	—	—	614,557	—	614,557
その他	3,358	6,305	9,656	19,320	5,830	25,151
顧客との契約から 生じる収益	1,295,190	6,305	9,656	1,311,152	5,830	1,316,983
その他の収益	26	—	11,350	11,376	1,309	12,686
外部顧客への 売上高	1,295,217	6,305	21,007	1,322,529	7,139	1,329,669

(注) 「その他」の区分は、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

二 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載しています。

三 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (令和3年4月1日)	当連結会計年度末 (令和4年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	183,488	111,605
契約資産	438	549
契約負債	11,069	12,165

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、「流動資産」の「高速道路事業営業未収入金」及び「その他」に含まれており、契約負債は、「流動負債」の「E T Cマイレージサービス契約負債」、「受託業務契約負債」、「その他の契約負債」及び「回数券返金負債」のとおりです。当連結会計年度の認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は9,254百万円です。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末におけるE T Cマイレージサービス制度及び受託事業における工事契約に係る未充足の履行義務に配分した取引価格に重要性はありません。当社は、当該残存履行義務について、E T Cマイレージサービス制度により付与したポイントがご利用されるにつれ、または工事の進捗により履行義務が充足するにつれ、収益を認識することを見込んでいます。

4. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示していた「負ののれん償却額」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しています。

前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示していた「解体撤去費用」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前連結会計年度における「負ののれん償却額」は415百万円、「解体撤去費用」は28百万円です。

5. 会計上の見積りに関する注記

一 SA・PA事業固定資産の減損

当連結会計年度において計上した金額

SA・PA事業固定資産 95,167百万円

当連結会計年度において、当事業に係る資産グループについては割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識していません。主要な仮定である店舗売上高の見込額は、翌連結会計年度内に一定程度回復すると仮定していますが、新型コロナウイルス感染症の収束時期には不確定要素も大きいため、合理的な範囲を超えて仮定が変更となる場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

二 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度において計上した金額

繰延税金資産（純額） 7,698百万円

主要な事業である高速道路事業の交通需要等について、翌連結会計年度においては当連結会計年度と同程度と仮定していますが、新型コロナウイルス感染症の収束時期には不確定要素も大きいため、合理的な範囲を超えて仮定が変更となる場合には、将来の課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債845,000百万円（額面845,000百万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債1,195,000百万円（額面1,195,000百万円）の担保に供しています。

二 保証債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 431,000 百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金90,000百万円、道路建設関係社債550,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,607,000 百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 95,000,000 株

8. 金融商品に関する注記

一 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用について一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産（譲渡性預金等）により運用しています。

また、資金調達については、主に高速道路の新設、改築、修繕等に要する資金として、必要な資金を社債の発行又は金融機関からの借入れにより調達しています。

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。

有価証券は主に譲渡性預金であり、一時的に生じる余資の資金運用として格付けの高い金融機関等との間で1ヶ月以内の取引を行っています。

投資有価証券は主に当社及び一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスク等に晒されていますが、主に業務上の関係を有する非上場株式（関連会社株式含む）です。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、1年以内の支払期日となっています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金、道路建設関係長期借入金、長期借入金）は、主に高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る借入金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されています。

道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る資金調達であり、道路の建設終了後（改築、修繕、災害復旧の場合は完成後）に、道路資産と社債を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引き渡すこととされています。

二 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額8,545百万円）は、下表には含めていません。また、「現金及び預金」、「高速道路事業営業未収入金」、「高速道路事業営業未払金」、「有価証券」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 1年内返済予定の長期借入金	(0)	(0)	0
(2) 道路建設関係社債	(845,000)	(844,152)	△ 848
(3) 道路建設関係長期借入金	(147,950)	(146,990)	△ 959
(4) 長期借入金	(2)	(2)	0

(*) 負債に計上されるものについては、() で示しています。

三 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
1年内返済予定の長期借入金	—	0	—	0
道路建設関係社債	—	844,152	—	844,152
道路建設関係長期借入金	—	146,990	—	146,990
長期借入金	—	2	—	2
負債計	—	991,145	—	991,145

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1年内返済予定の長期借入金、道路建設関係長期借入金 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

活発な市場における相場価格と認められないため、レベル2の時価に分類しています。

道路建設関係社債

社債の時価は市場価格に基づき算定しています。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しています。

9. 賃貸等不動産に関する注記

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸マンション等を有し、滋賀県以西の高速道路内のサービスエリア、パーキングエリアの施設を賃貸不動産として有しています。

二 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
100,562	115,781

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,377.74円
1株当たり当期純利益金額	69.82円

11. 重要な後発事象に関する注記

一 多額な社債の発行

当社は、令和4年3月17日開催の取締役会の決議(社債630,000百万円以内)に基づき、令和4年4月1日以降、以下の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第66回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路機構併存的債務引受条項付)
発行総額	40,000百万円
利率	年0.080パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	令和4年5月19日
償還期日	令和6年5月20日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

区分	西日本高速道路株式会社第67回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)
発行総額	80,000百万円
利率	年0.105パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	令和4年5月19日
償還期日	令和9年3月19日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金		217,078
高速道路事業営業未収入金		105,494
未収入金		5,430
短期貸付金		20,804
リース投資資産（純額）		85
有価証券		110,000
仕掛道路資産		826,574
原材料		1,012
貯蔵品		929
受託業務前払金		3,753
前払金		7,173
前払費用		6,087
その他の流動資産		30,979
貸倒引当金		△ 13
流動資産合計		1,335,390
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,676	
減価償却累計額	△ 1,393	1,283
構築物	64,157	
減価償却累計額	△ 17,839	46,318
機械及び装置	170,737	
減価償却累計額	△ 104,249	66,488
車両運搬具	40,091	
減価償却累計額	△ 30,147	9,943
工具、器具及び備品	14,131	
減価償却累計額	△ 9,944	4,187
土地		495
建設仮勘定		2,550
無形固定資産		6,636
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	38,070	
減価償却累計額	△ 15,349	22,720
構築物	9,041	
減価償却累計額	△ 5,302	3,739
機械及び装置	4,614	
減価償却累計額	△ 2,802	1,811
工具、器具及び備品	613	
減価償却累計額	△ 434	178
土地		67,707
建設仮勘定		1,787
無形固定資産		186
		97,944
		98,130

(単位：百万円)

科 目	金 額	
C 各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	12,776	
減価償却累計額	△ 5,445	
減損損失累計額	△ 299	7,032
構築物	1,095	
減価償却累計額	△ 666	
減損損失累計額	△ 14	414
機械及び装置	461	
減価償却累計額	△ 337	
減損損失累計額	△ 0	123
車両運搬具	0	
減価償却累計額	△ 0	0
工具、器具及び備品	8,759	
減価償却累計額	△ 5,237	
減損損失累計額	△ 3	3,518
土地		9,874
リース資産	3,964	
減価償却累計額	△ 484	3,479
建設仮勘定		540
無形固定資産		8,279
D その他の固定資産		
有形固定資産		
建物	20	
減価償却累計額	△ 13	6
土地		71
E 投資その他の資産		
関係会社株式		7,720
投資有価証券		843
長期貸付金		2,206
長期前払費用		4,433
繰延税金資産		4,060
その他の投資等		2,373
貸倒引当金		△ 166
固定資産合計		290,847
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		1,276
繰延資産合計		1,276
資 産 合 計		1,627,513

(単位：百万円)

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金		282,037
1年以内返済予定長期借入金		0
リース債務		127
未払金		38,635
未払費用		487
未払法人税等		2,009
預り連絡料金		4,394
預り金		23,861
受託業務契約負債		3,451
E T Cマイレージサービス契約負債		8,360
その他の契約負債		0
回数券返金負債		41
前受収益		9
賞与引当金		1,198
その他の流動負債		4,583
流動負債合計		<u>369,199</u>
II 固定負債		
道路建設関係社債		845,000
道路建設関係長期借入金		147,950
その他の長期借入金		2
リース債務		3,425
受入保証金		18,960
退職給付引当金		47,300
役員退職慰労引当金		65
資産除去債務		147
その他の固定負債		11
固定負債合計		<u>1,062,864</u>
負債合計		<u>1,432,064</u>
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金		47,500
資本剰余金		
資本準備金		47,500
その他資本剰余金		7,997
資本剰余金合計		<u>55,497</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
安全対策・サービス高度化積立金	24,955	
別途積立金	20,413	
繰越利益剰余金	47,006	92,375
利益剰余金合計		<u>92,375</u>
株主資本合計		<u>195,372</u>
II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		76
評価・換算差額等合計		<u>76</u>
純 資 産 合 計		<u>195,449</u>
負債・純資産合計		<u>1,627,513</u>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	677,459	
道路資産完成高	614,557	
受託業務収入	0	
その他の売上高	1,319	1,293,337
2. 営業費用		
道路資産賃借料	471,522	
道路資産完成原価	614,557	
管理費用	200,900	
受託業務費用	0	1,286,981
高速道路事業営業利益		6,355
II. 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
受託業務収入	6,306	
S A・P A事業収入	7,906	
その他の事業収入	1,200	15,413
2. 営業費用		
受託業務費用	6,309	
S A・P A事業費	9,105	
その他の事業費用	1,259	16,674
関連事業営業損失		△ 1,261
全事業営業利益		5,094
III. 営業外収益		
受取利息		13
有価証券利息		1
受取配当金		1,980
土地物件貸付料		812
雑収入		564
		3,372
IV. 営業外費用		
支払利息		3
棚卸資産処分損		68
支払補償費		15
損害賠償金		14
雑損失		31
		134
經常利益		8,332
V. 特別利益		
固定資産売却益		57
		57
VI. 特別損失		
固定資産売却損		25
減損損失		24
		50
税引前当期純利益		8,340
法人税、住民税及び事業税		1,420
法人税等調整額		△ 1,050
		370
当期純利益		7,970

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計			
					跨道橋耐震 対策積立金	安全対策・ サービス高度化 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497	2,631	24,955	19,031	38,325	84,944	187,941	1	187,943
会計方針の変更による 累積的影響額								△ 539	△ 539	△ 539		△ 539
会計方針の変更を反映した 当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497	2,631	24,955	19,031	37,786	84,405	187,402	1	187,403
当期変動額												
跨道橋耐震対策積立金の取崩					△ 2,631			2,631	-	-		-
別途積立金の積立							1,382	△ 1,382	-	-		-
当期純利益								7,970	7,970	7,970		7,970
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）									-	-	75	75
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 2,631	-	1,382	9,219	7,970	7,970	75	8,045
当期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497	-	24,955	20,413	47,006	92,375	195,372	76	195,449

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっています。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっています。

(2) 棚卸資産

- ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっています。
仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。
なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。
- ② 原材料・貯蔵品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なります。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。

四 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。なお、ファイナンス・リース取引に係る収益については、主としてリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他管理等を行っています。主として、料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しています。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しています。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しています。

(2) 受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っており、主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しています。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しています。また、当該契約の着手前に請求する場合があります。その場合は、履行義務が充足する前に入金される場合があります。

(3) SA・PA事業

SA・PA事業においては、高速道路の商業施設等の建設、管理等を行っています。SA・PA事業収入は、主に高速道路のSA・PAにおける商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しています。

(4) その他事業

その他事業は、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等であり、その他事業収入は、主に事業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しています。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

一 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準委員会 令和2年3月31日 企業会計基準第29号。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。

本基準等の適用による主な変更点は次のとおりです。

(1) ETCマイレージサービス制度（ポイント制度）に係る収益認識

ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、従来は、付与したポイント等によるサービスのご利用に備えるため、将来の利用見込額を「ETCマイレージサービス引当金」に計上していましたが、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しています。

(2) 受託事業等に係る収益認識

受託事業収入等について、従来は、主として、工事契約に係る取引を工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識することとしています。ただし、取引の開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引き渡し時点において、履行義務が充足されるものとして収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、「流動負債」の「ETCマイレージサービス契約負債」が8,360百万円増加し、「固定負債」の「ETCマイレージサービス引当金」が7,907百万円減少しています。当事業年度の損益計算書は、「料金収入」が33,471百万円、「管理費用」が33,557百万円、それぞれ減少し、「高速道路事業営業利益」、「経常利益」及び「税引前当期純利益」がそれぞれ86百万円増加しています。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額を反映したことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は539百万円減少しています。

当事業年度の1株当たりの純資産額は4.77円減少し、1株当たり当期純利益金額は0.91円増加しています。

二 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準委員会 令和元年7月4日 企業会計基準第30号。以下「時価算定会計基準」といいます。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 令和元年7月4日 企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これに伴う計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

連結注記表「5. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しています。

4. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債845,000百万円（額面845,000百万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債1,195,000百万円（額面1,195,000百万円）の担保に供しています。

二 保証債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社に連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 431,000 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金90,000百万円、道路建設関係社債550,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,607,000 百万円

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	11,715 百万円
短期金銭債務	61,208 百万円
長期金銭債権	1,815 百万円
長期金銭債務	870 百万円

四 関門トンネル事業履行義務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に対する履行義務の前払い又は国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。なお、当事業年度末においては、国に対する履行義務の前払いとして、679百万円をその他の投資等に含めて計上しています。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	8,369 百万円
営業費用	165,901 百万円
営業取引以外の取引による取引高	3,192 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 95,000,000 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

継続損益工事費	3,126 百万円
賞与引当金	366 百万円
退職給付引当金	14,464 百万円
E T Cマイレージサービス契約負債	2,556 百万円
事業税	346 百万円
繰延資産	8 百万円
減価償却費	672 百万円
その他	2,639 百万円
繰延税金資産小計	24,180 百万円
評価性引当額	20,110 百万円
繰延税金資産合計	4,070 百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△ 10 百万円
繰延税金負債合計	△ 10 百万円
繰延税金資産の純額	4,060 百万円

8. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額	
1年内	470,531 百万円
1年超	16,817,751 百万円
合計	17,288,283 百万円

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。
2. 道路資産貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されます。

9. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務大臣	(被所有)直接100.0%	資金の借入	—	—	道路建設関係長期借入金	27,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、財政投融资資金貸付金利が適用されています。なお、担保は提供していません。

二 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	471,522	高速道路事業営業未払金	66,478
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡	614,557	高速道路事業営業未収入金	33,638
				債務の引渡及び債務保証(注1)	640,000	—	—
				借入金等の連帯債務	債務保証(注2)(注3)	1,398,000	—
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路(株)	なし	料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等	66,128	高速道路事業営業未払金	11,215

取引金額には料金収入の精算による支払等及び期末残高には消費税等を含んでいます。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。ただし、財政投融资資金借入金27,000百万円について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っていないため、当事業年度の取引金額には含んでいません。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。

三 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	(所有)直接100%	S A ・ P A 事業	資金貸借取引(注1)	-	預り金	11,284

期末残高には消費税等を含んでいます。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 資金貸借取引については、グループファイナンスの基本契約に基づくCMS（統括会社がグループ企業の資金調達・運用を代行し、資金の効率化を目的としたシステム）により資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに期末残高のみ記載しています。また、金利は市場金利を勘案して合理的に決定されています。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,057.36円
1株当たり当期純利益金額	83.90円

11. 重要な後発事象に関する注記

一 多額な社債の発行

当社は、令和4年3月17日開催の取締役会の決議（社債630,000百万円以内）に基づき、令和4年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第66回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）
発行総額	40,000百万円
利率	年0.080パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	令和4年5月19日
償還期日	令和6年5月20日
担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

区分	西日本高速道路株式会社第67回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）
発行総額	80,000百万円
利率	年0.105パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	令和4年5月19日
償還期日	令和9年3月19日
担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

連結関係書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

令和4年6月1日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

令和4年6月1日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに意見を表明し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④新名神高速道路建設工事中の重大事故を受け、平成28年度に構築した「重大事故リスクマネジメントシステム」については、堅実に運用していることを確認しております。引き続き、工事に係る安全確保に関する取組みの継続的な改善については注視して参ります。
- ⑤近年、地震、豪雨、台風等の甚大災害が多発していることを踏まえ、新たなBCPの策定など当社グループにおける危機対応能力の更なる強化に取り組んでいることを確認しております。引き続き、防災体制の強化動向等を注視して参ります。
- ⑥事業報告に記載の働き方改革に向けた取り組みについては、高速道路における安全・安心と社員の健康、ワーク・ライフ・バランスの両立が重要な経営課題であるとの認識のもと、働き方改革関連法施行後の諸施策の定着状況を注視して参ります。
- ⑦新型コロナウイルス感染症への対応については、感染拡大防止への取り組み、収支動向をはじめとした経営への影響を注視して参ります。
- ⑧昨年4月に策定された中期経営計画（「進化2025」）については、引き続きDX（デジタルトランスフォーメーション）をはじめとした計画の取組状況を注視して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年6月8日

西日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 川 住 昌 光 印

常勤監査役 高 倉 照 正 印

社外監査役 清 原 桂 子 印

社外監査役 西 川 秀 昭 印